



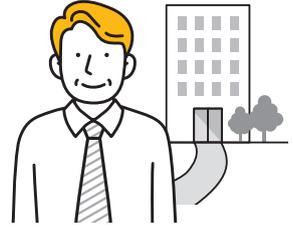
# 協会けんぽ鳥取支部からの お知らせ

職場内で掲示・回覧をお願いします

2025年

Mar  
3月

## ！退職後の健康保険のご案内



退職後の健康保険は**3つの選択肢**があり、ご自身での加入手続きが必要です。  
加入する健康保険制度ごとに手続き先や手続き方法が異なりますので、保険料等を比較し、手続きを行ってください。

	任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
加入条件	①退職日まで <b>継続した被保険者期間が2か月以上</b> ある ②退職日の翌日から <b>20日以内(必着)</b> に資格取得申出書が提出されている	住所地の市町村役場へご確認ください	被保険者が勤務している事業所へご確認ください
手続き先	住所地の協会けんぽ都道府県支部	住所地の市町村役場の国民健康保険の窓口	被保険者の勤務先
保険料	退職時の保険料の <b>約2倍の額</b> ※保険料は上限があります ※保険料率の改定等により保険料が変更になる場合があります	前年の所得等により <b>決まります</b> 詳しくは市町村役場へご確認ください	原則負担はありません



**ご注意ください**

令和7年4月から任意継続保険の保険料算定の基となる**標準報酬月額**の**上限が30万円から32万円**に変更となります。

☎「任意継続保険」に関するお問い合わせはこちら ▶▶ **業務グループ TEL 0857-25-0050(音声案内①)**

### 退職された方へ

## ！保険証・資格確認書(お持ちの方)の返却をお願いします

退職された際は**保険証・資格確認書(お持ちの方)**を勤めていた**事業所へ返却**ください。  
また、事業所ご担当者様はこれまでと同様に保険証、資格確認書を回収いただき、健康保険資格喪失届に添付のうえ日本年金機構へご返却ください。(手続きは電子申請で行うことができます)  
なお、資格情報のお知らせは返却不要です。

退職後は返却をお願いします



保険証



資格確認書

返却不要です



資格情報のお知らせ

☎「保険証・資格確認書の返却」に関するお問い合わせはこちら ▶▶ **レセプトグループ TEL 0857-25-0050(音声案内③)**

# ！令和7年3月(令和7年4月納付分)から保険料率が変わります

令和7年度の保険料率が決定しましたのでお知らせいたします。  
被保険者の保険料計算時にはご注意ください。よろしくお願いいたします。

## 健康保険料率 (全国平均保険料率 10.0%)

令和7年2月分(3月納付分)まで

**9.68%**



令和7年3月分(4月納付分)から

**9.93%**

## 介護保険料率

令和7年2月分(3月納付分)まで

**1.60%**



令和7年3月分(4月納付分)から

**1.59%**

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には健康保険料率に介護保険料率が加わります。

## 保険料負担を減らすためにご協力をお願いします

協会けんぽ全47支部の中で成績上位15支部に報奨金が与えられるインセンティブ制度。  
残念ながら令和5年度取り組み分は全国33位。インセンティブ(報奨金)を獲得できませんでした。  
インセンティブ獲得に向けて五つの取り組みへのご協力をお願いします。

- ①生活習慣病予防健診を受診または健診結果を協会けんぽへご提出ください
- ②特定保健指導(健康サポート)の案内がされましたら受けましょう
- ③日々の健康づくりに取り組みましょう
- ④健診結果に「要治療」がある方は医療機関を受診しましょう
- ⑤お薬はジェネリック医薬品を選びましょう



皆様の保険料負担を減らすためにご協力をお願いします。



## 協会けんぽ 公式LINE配信中!

ご加入いただいている皆様へ健康情報や、  
役立ち情報を公式LINEで配信しています。

ぜひお友だちになってください!

お友だち追加はこちらから →



☎「保険料率・インセンティブ制度・公式LINE」に関するお問い合わせはこちら  
» 企画総務グループ TEL 0857-25-0050(音声案内④)

メールマガジン会員募集中!

スマートフォンをお持ちの方は  
こちらからどうぞ →



申請書の提出など  
お手続きはすべて郵送で!

🔍 協会けんぽ 鳥取 🔍 検索

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地  
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

🇯🇵 全国健康保険協会 鳥取支部  
協会けんぽ

TEL: 0857-25-0050(代表)  
©自動音声によるご案内があります。